

用できます。

問い合わせ先 労働委員会事務局
☎089-912-2996

1月10日は110番の日

事件や事故を目撃された皆さんからの110番通報。一刻も早く現場に警察官を差し向けなくてはなりません。このため警察の「通信指令室」には、様々なシステムが設置され、現場に最も近い警察官に指令が出せるようになっています。皆さんが110番をかけている間も警察官が現場に急行しています。

【110番のしくみ】

県内の110番は、警察本部通信指令室が受信します。110番受理と同時に、付近の警察署やパトカーに事件発生場所への急行を指示します。素早い110番ほど犯人検挙に有効です。110番への「いたずら電話」や「間違い電話」は本当に急ぐ場合に困ります。いたずら電話はやめましょう。

【110番のポイント】

- ①何があったのか。(事件・事故)
- ②いつあったのか。(時刻)
- ③どこであったのか。(近くの目印は)
- ④犯人は。(犯人の人相、車種、逃走方向など)
- ⑤被害の状況、事故の様子。

⑥あなたの氏名、住所、電話番号。

【携帯電話からの110番】

携帯電話から110番されるときは、運転中は必ず車を止め、歩行中は立ち止まって通報するようにしてください。



産業別最低賃金 改正のお知らせ

愛媛労働局では、産業別最低賃金を改正し、平成19年12月25日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

- ①パルプ、紙製造業最低賃金（1時間754円）
- ②一般機械器具製造業最低賃金（1時間770円）
- ③電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金（1時間732円）
- ④船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（1時間775円）
- ⑤各種商品小売業最低賃金（1時間681円）

上記①から⑤すべての最低賃金に適用除外の労働者と、①と③の最低賃金には適用除外の業種が決められています。詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 宇和島労働基準監督署 ☎22-4655

宇和島税務署からのお知らせ

税務署では、年金受給者や還付申告等をされる方などが、ご自身で申告書を作成できるよう、次のとおり申告相談会を開催しますので、是非ご利用ください。※税務署では、ご自分で申告書を作成していただいております。ご理解とご協力をお願いいたします。

日時 2月13日（水）9時30分～12時、13時～16時

場所 鬼北町近永800-1 近永公民館2階講堂

申告に必要な書類

- ・所得の計算に必要な書類、源泉徴収票
- ・印鑑、筆記用具および計算機
- ・医療費の領収書、支払保険料等の証明書
- ・国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類
- ・申告書（税務署から送付された申告書をお持ちの方のみ）
- ・還付金の受け取り口座（本人名義）のわかるもの など

問い合わせ先 宇和島税務署個人課税第1部門 ☎22-7556



街角ギャラリー『なんでも館』案内板

■ 1月8日(火)～1月27日(日)

山中慶子

「わくわく・どきどき」絵手紙展

■ 1月29日(火)～2月17日(日)

森かほる

「キルトで脳トレ」

開館時間 10時～13時、14時～17時

場所 近永南町バス停前

入館料 無料

問い合わせ先 鬼北町商工会
☎45-0813

四国4県では、2008年5月より、**自販機でのたばこ購入に専用のICカードが必要になります。**



未成年者喫煙防止の取り組みの一環として、四国4県のたばこ自動販売機は、2008年5月までに成人識別たばこ自動販売機に変わり、ご利用の際には、専用のICカード「taspo（タスポ）」が必要になります。四国4県では、2008年2月からカードの申込受付を開始し、2008年5月からカードが必要になります。発行手数料、年会費は無料です。申込書はたばこ販売店店頭などで入手できます。

taspoダイヤル 0120-222-180（通話料無料）

taspoホームページ <http://www.taspo.jp/>